

西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年7月13日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」について、西部ガス株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北九州市長からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福岡県北九州市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力：168万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月24日
環境大臣意見受理	平成26年 5月30日
経済産業大臣意見発出	平成26年 6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成27年 1月15日
意見の概要等受理	平成27年 3月13日
北九州市長意見受理	平成27年 4月23日
福岡県知事意見受理	平成27年 5月25日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 6月 8日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年12月13日
意見の概要等受理	平成30年 2月16日
北九州市長意見受理	平成30年 5月22日
環境大臣意見受理	平成30年 6月 8日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 7月13日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田

電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 本事業の発電技術については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)の「B A Tの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしている。なお、最新の「B A Tの参考表【平成29年2月時点】」における(B)以上の高効率の発電設備に該当することから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 本設備の利用率をできる限り高くする運用を検討し、省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。目標達成に向けた更なる取組が必要となる場合はその取組内容を検討し、自主的に公表すること。
現状では目標達成が見込まれる状況ではあるが、自らがベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。
- ③ 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS)等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要

の検討を継続的に行うこと。

- ⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 大気環境

対象事業実施区域及びその周辺は、微小粒子状物質（PM_{2.5}）や光化学オキシダント等に関する大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下をはじめとする事項に取り組むこと。

- ① 対象事業実施区域の周辺には住居に加え、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、今後締結が予定されている地元自治体との公害防止協定を遵守するとともに、本発電所での発電に当たっては、排煙処理装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(3) 水環境

本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、本事業者が策定した環境監視計画及び今後締結が予定されている地元自治体との公害防止協定に基づき排水中の水質汚濁物質の状況について継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、当該公害防止協定を遵守すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。